

1 平成24年度から26年度までの介護給付費等の見込みについて

平成24年度から平成26年度までの介護給付費等は、107,672,330千円と見込みました。

(千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険給付費	33,202,157	35,138,169	37,278,144	105,618,470
居宅介護サービス給付費等	11,177,079	12,214,937	13,424,647	36,816,663
介護予防サービス給付費等	1,244,196	1,362,199	1,465,714	4,072,109
地域密着型介護サービス給付費	3,592,499	3,816,036	4,129,653	11,538,188
地域密着型介護予防サービス給付費	17,017	23,293	27,450	67,760
施設介護サービス給付費	13,620,480	13,800,056	13,968,915	41,389,451
その他のサービス費	3,550,886	3,921,648	4,261,765	11,734,299
地域支援事業費	681,166	684,934	687,760	2,053,860
介護予防事業費	183,018	194,693	196,473	574,184
包括的支援事業・任意事業費	498,148	490,241	491,287	1,479,676
介護給付費等 合計	33,883,323	35,823,103	37,965,904	107,672,330

事業費の算出方法

給付費見込み	=	サービス種類別 要介護度別 平均利用額	×	サービス種類別 要介護度別 利用見込者数	×	12月×	給付率 90%
--------	---	---------------------------	---	----------------------------	---	------	------------

(1) 居宅介護サービス費見込みの算出

居宅介護サービス費は、36,816,663千円と見込みました。

◆居宅介護サービス費見込み

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
訪問系サービス	2,010,944	2,209,525	2,404,731	6,625,200
訪問介護	1,497,755	1,624,117	1,764,813	4,886,685
訪問入浴介護	124,473	138,968	164,419	409,860
訪問看護	292,730	339,550	376,303	1,008,583
訪問リハビリテーション	52,146	60,982	69,179	182,307
居宅療養管理指導	43,840	45,908	48,017	137,765
通所系サービス	6,746,338	7,436,396	8,068,190	22,250,924
通所介護	5,232,635	5,745,088	6,204,910	17,182,633
通所リハビリテーション	1,513,703	1,691,308	1,863,280	5,068,291
短期入所サービス	1,564,392	1,630,520	1,943,173	5,138,085
特定施設入居者生活介護	122,366	171,140	196,852	490,358
福祉用具貸与	733,039	767,356	811,701	2,312,096
計	11,177,079	12,214,937	13,424,647	36,816,663

(2) 介護予防サービス費見込みの算出

介護予防サービス費は、4,072,109 千円と見込みました。

◆介護予防サービス費見込み

(千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
訪問系サービス	265,474	295,940	318,144	879,558
介護予防訪問介護	236,552	259,275	278,328	774,155
介護予防訪問入浴介護	1,015	1,015	1,015	3,045
介護予防訪問看護	14,908	22,317	23,656	60,881
介護予防訪問リハビリテーション	10,202	10,318	11,973	32,493
介護予防居宅療養管理指導	2,797	3,015	3,172	8,984
通所系サービス	909,030	988,002	1,060,358	2,957,390
介護予防通所介護	684,997	728,316	781,672	2,194,985
介護予防通所リハビリテーション	224,033	259,686	278,686	762,405
介護予防短期入所サービス	17,039	22,947	26,628	66,614
介護予防特定施設入居者生活介護	3,837	5,498	7,121	16,456
介護予防福祉用具貸与	48,816	49,812	53,463	152,091
計	1,244,196	1,362,199	1,465,714	4,072,109

(3) 地域密着型介護サービス費見込みの算出

地域密着型介護サービス費は、11,538,188 千円と見込みました。

◆地域密着型介護サービス費見込

(千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
夜間対応型訪問介護	12,451	13,221	16,148	41,820
認知症対応型通所介護	403,551	424,730	444,168	1,274,449
小規模多機能型居宅介護	1,018,914	1,132,736	1,331,219	3,482,869
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1,458,666	1,460,328	1,462,290	4,381,284
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	485,137	487,914	491,515	1,464,566
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	132,297	186,719	241,141	560,157
複合型サービス	81,483	110,388	143,172	335,043
計	3,592,499	3,816,036	4,129,653	11,538,188

(4) 地域密着型介護予防サービス費見込みの算出

介護予防サービス費は、67,760千円と見込みました。

◆地域密着型介護予防サービス費見込

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護予防認知症対応型通所介護	1,448	3,958	4,343	9,749
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,665	16,211	19,757	48,633
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2,904	3,124	3,350	9,378
計	17,017	23,293	27,450	67,760

(5) 施設サービス給付費見込みの算出

施設サービス費は、41,389,451千円と見込みました。

◆施設サービス費見込

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護老人福祉施設	5,043,519	5,107,035	5,210,763	15,361,317
介護老人保健施設	4,968,805	5,084,865	5,149,996	15,203,666
介護療養型医療施設	3,608,156	3,608,156	3,608,156	10,824,468
計	13,620,480	13,800,056	13,968,915	41,389,451

(6) その他サービス給付費見込みの算出

その他サービス給付費は、11,734,299千円と見込みました。

◆その他サービス給付費見込

(千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
居宅サービス計画費	1,366,115	1,514,238	1,646,900	4,527,253
介護予防居宅サービス計画費	163,179	173,367	182,701	519,247
福祉用具購入費	27,874	34,647	39,541	102,062
介護予防福祉用具購入費	7,255	9,670	10,529	27,454
住宅改修費	114,962	156,206	176,124	447,292
介護予防住宅改修費	50,248	60,784	70,054	181,086
特定入所者介護サービス費	1,137,129	1,190,157	1,249,665	3,576,951
高額介護サービス費等	640,856	737,137	838,585	2,216,578
審査支払手数料	43,268	45,442	47,666	136,376
計	3,550,886	3,921,648	4,261,765	11,734,299

(7) 地域支援事業費見込の算出

地域支援事業費は、2,053,860 千円と見込みました。

◆地域支援事業の事業規模

地域支援事業の規模は、介護給付等対象サービス見込量等に基づく給付見込額の3%以内と定められています。なお、平成24年度から新たに創設された「介護予防・日常生活支援事業」については、その導入について今後検討を行います。

事業の区分等	平成20年度以降
地域支援事業全体	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	2.0%以内
介護予防・日常生活支援事業	未定

◆地域支援事業費見込み

(千円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計	
介護予防事業	183,018	0.6%	194,693	0.5%	196,473	0.5%	574,184	0.5%
包括的支援事業	459,811	1.4%	459,966	1.3%	460,724	1.2%	1,380,501	1.3%
任意事業	38,337	0.1%	30,275	0.1%	30,563	0.1%	99,175	0.1%
計	681,166	2.1%	684,934	1.9%	687,760	1.8%	2,053,860	1.9%

2 平成24年度から26年度までの財政安定化基金の償還金について

平成23年度に借り入れた財政安定化基金220,790千円については、第5期介護保険事業計画期間(平成24年度～平成26年度)の3年間で償還することとなります。

	平成24年度から平成26年度までの償還金	保険料上乗せ額
3年償還	220,790 千円	56 円

3 平成24年度から26年度までの第1号被保険者の保険料について

介護保険料基準額は、次の手法で積算しました。

保険料収納必要額

(介護給付費+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担分(21%)

- + 調整交付金不足額
- + 財政安定化基金拠出金 + 財政安定化基金償還金
- 介護給付費準備基金取崩金
- 財政安定化基金取り崩しによる交付額

÷ 保険料収納率

÷ 第1号被保険者数

÷ 12ヶ月

||

保険料基準額

第5期介護保険料基準額 月額5,900円

介護給付費	= 105,618,469,696 円
地域支援事業費	= 2,053,860,000 円
調整交付金不足額	= 675,958,485 円
※調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものでありますが、本市への交付割合を4.36%として算出しました。	
財政安定化基金拠出金	= 0 円 (第5期は拠出なし)
財政安定化基金償還金	= 220,790,000 円
介護給付費準備基金取崩金	= 0 円 (基金残高がないため)
財政安定化基金取り崩しによる交付額	= 89,705,000 円 (特例措置：月額23円の抑制)
保険料収納率	= 99.00%
第1号被保険者数	= 334,133 人
(所得段階分布による補正後)	

なお、第5期の介護保険料については、次のような要因により、第4期の介護保険料と比べて標準月額で23.4%の増額となりました。その要因としては、

本市の状況からは、

- ① 高齢化の進展などによる給付費の自然増があること
- ② 介護保険施設の人口に占める整備率が中核市の中で最も高いこと
- ③ 介護給付費準備基金の積み立金残高が無くなったこと
- ④ 国の経済危機対策として行われた介護基盤の緊急整備により、第5期計画以降の分を前倒して介護施設を整備したことに伴い、介護給付費が増大したこと
- ⑤ この介護給付費の増大に伴う財源不足を補填するために借り入れた富山県介護保険事業財政安定化基金の償還が必要になること

また、国の制度改正等により、

- ① 第4期介護保険料の上昇を抑制するために設けられた国の特例交付金が継続されないこと
 - ② 介護職員の処遇改善の確保等をふまえ、介護報酬が1.2%（在宅＋1.0%、施設＋0.2%）改定されたこと
- などが挙げられます。

所得段階別年額保険料（保険料率）

各段階区分による所得段階別保険料は、次のとおりとなります。

所得段階	段階の基準	基準額に対する割合	年額保険料(円)（月額）
第1段階	市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	基準額×0.45	31,900（2,655）
第2段階	市民税世帯非課税かつ年金収入＋合計所得が80万円以下	基準額×0.45	31,900（2,655）
第3段階（軽減）	市民税世帯非課税かつ年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下	基準額×0.7	49,600（4,130）
第3段階	市民税世帯非課税かつ年金収入＋合計所得が120万円超	基準額×0.75	53,100（4,425）
第4段階（軽減）	第4段階適用者のうち、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下	基準額×0.9	63,800（5,310）
第4段階	市民税世帯課税かつ本人が市民税非課税	基準額×1.0	70,800（5,900）
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.2	85,000（7,080）
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額×1.25	88,500（7,375）
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額×1.5	106,200（8,850）
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満	基準額×1.85	131,000（10,915）
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上	基準額×2.0	141,600（11,800）

- ※1 第1、第2段階の基準額に対する割合について、国が標準として示している乗率の0.5から0.45に引き下げます。
- ※2 第3段階適用者のうち、市民税が世帯非課税で本人の年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下の者について、基準額に対する割合を0.7とします。（新規設定）〔特例第3段階〕
- ※3 第4段階適用者のうち、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下の者について、基準額に対する割合を0.9とします。〔特例第4段階〕
- ※4 第5段階を市独自に設定し、基準額に対する割合を1.2とします。
- ※5 第6段階の基準を、国の見直しにあわせ、合計所得金額が200万円未満を190万円未満に見直します。
- ※6 第8段階を市独自に設定し、基準額に対する割合を1.85とします。
- ※7 第9段階を市独自に設定し、基準額に対する割合を2.0とします。（新規設定）